

令和元年6月19日現在

機関番号：32690

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03377

研究課題名(和文) 被疑者の捜査協力に対する報償 日・独・オーストリア・スイスの法制度比較

研究課題名(英文) the Privilege for suspect's investigation cooperation-Legal system comparison of Japan, Germany and Austria Switzerland

研究代表者

池田 秀彦 (Ikeda, Hidehko)

創価大学・法学部・教授

研究者番号：60168135

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：わが国では、2016年に、一種の司法取引制度が導入された。これは、被疑者等の捜査協力に対し、検察官が被疑者の刑事事件の処理において不起訴処分や軽い求刑をするなどの恩典を与えるものである。ドイツでは、2013年より被疑者の捜査協力に対し裁判所は、刑を減軽または免除することができる(刑法46条b)。オーストリアでは、裁判所は、刑を軽減しうる(刑法41条a)ほか、検察官は、被疑者の刑事手続を終結することができる(刑訴法209条a)。スイスでは、裁判所は、刑を減軽することができる(刑法260条の3)。

研究成果の学術的意義や社会的意義

2016年に刑事訴訟法に導入され、2018年6月1日より施行された「協議・合意制度」は、わが国で初めて公式に司法取引を認めるものである。欧米では、早くからこの制度は採用されているが、その制度の紹介、検討は、イギリス、アメリカ合衆国のそれを中心であり、ドイツ語圏のものはほとんどない。本研究は、これまで紹介、研究されることのなかったドイツ語圏、特にドイツ、オーストリア、スイスの法制度を詳細に、紹介、検討を加えたものである。

研究成果の概要(英文)：A kind of a plea bargain system was introduced in 2016 in Japan. With the introduction of this system, the authorities are allowed to offer the accused special deals to encourage them to divulge information on accomplices in exchange for lighter sentences or dropped charges. Court can relieve or exempt a penalty to suspect's investigation cooperation in Germany (46b of criminal law). Court can reduce a penalty of him (41a of criminal law), and public prosecutors can end his criminal case (209a of Criminal Procedure). in Austria. it's possible that court relieve a penalty in Switzerland (260ter of Criminal Law).

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：刑事訴訟法 刑法 司法取引 王冠証人 組織犯罪

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 基本的問題関心

わが国の刑事司法の課題は「被疑者取調べの録音・録画制度の導入を始め、取調べへの過度の依存を改めて適正な手続の下で供述証拠及び客観的証拠をより広範囲に収集することができるようにするため、証拠収集手段を適正化・多様化する」ことである(法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」(以下、「基本構想」と略す)4頁平成25年1月)。このような問題意識の下、2014年7月9日、法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会は、「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果(案)」(以下、「答申」と略す)を決定し、9月18日、法制審議会(総会)は、これを全会一致で原案通り、採択し、法務大臣に答申した。これを受け、作成された「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」(以下、「法律案」と略す)が、参議院で継続審議中である(平成27年10月30日現在)。

上記「答申」の中で、一定の事件での取調べの録音・録画の他、通信傍受の合理化・効率化、即ち、対象犯罪の拡大、特定装置を用いた捜査機関の施設における傍受の導入及び通信事業者等の施設における通話内容の一時記録を伴う傍受の導入、捜査・公判協力型協議・合意制度及び刑事免責の実現等が取り決められた。「基本構想」にあったものの「答申」従って「法律案」で見送られた制度の一つが、犯罪事実の解明による刑の減輕制度である。これは、犯罪の解明に欠くことのできない供述をした場合に、これを刑の減輕事由とする旨の規定を刑法総則に置く案であり、刑法研究者からは、犯罪解明への貢献は、従前から有利な量刑事情として考慮されており、これを法律に明記すること自体に供述を引き出す上で、相当の意義があるとの意見が述べられたが、法律上の減輕事由となると、その旨の主張があった場合に判断を示す必要があり、迅速な公判審理の妨げとなりかねないなどの運用上の懸念が裁判所関係者から表明され、答申には盛り込まれなかったものの、答申11頁において今後の検討課題として掲げられた。

(2) 本研究に関連する国内外の研究動向及び位置づけ、独創性ヨーロッパでは、犯罪の解明への貢献を理由とした刑の減輕は、王冠証人の制度の一つとして理解されている。王冠証人制度には、これ以外に、貢献を理由とした不起訴処分がある。

ドイツの王冠証人に関する法律の歴史は、浅く、1981年の麻薬法31条に王冠証人規定が置かれたのが最初である。この規定は、王冠証人自身が関与した麻薬犯罪に関して捜査協力した場合に刑の減免を認めるものであった。また、時限立法として1989年に制定されたテロ対策のための王冠証人法第4章は、テロ犯罪に関して捜査協力した場合に刑の減免または不起訴処分を可能としたが、1999年末日を以て失効した。2009年に導入された刑法46条bは、一定の犯罪の行為者が捜査協力を行った場合に、刑の減免を認めるものである。その際、王冠証人自身の犯罪行為と解明されるべき犯罪行為との間には、いかなる関係も必要とはされなかった。しかし、2013年の刑法改正により、46条bは、王冠証人自身の犯罪行為と解明されるべき犯罪との間に、関係性が必要とされた。

また、オーストリアでは、組織犯罪のような、伝統的な捜査手法では解明の困難な犯罪対策として、1997年に、一定の場合に刑の減輕を認める規定(刑法41条a)を導入した。しかし、期待した成果が得られなかったため、2011年に6年間(2016年12月31日まで)の時限立法として刑訴法209条a及び209条bが導入され、一定の場合に訴追の見送りが認められた。また、この間、2008年に、汚職に対する王冠証人規定が提案されたが、刑の免除を可能とする内容に、厳しい批判が寄せられ、同年の刑法改正案には採用されなかった。

さらに、スイスでは、1994年に、組織犯罪対策として刑法260条2号に、犯罪組織の構成員等が組織犯罪の阻止に尽力する場合には、裁判官の裁量による刑の減輕を認める規定を設けた。刑の免除を認める規定は置かれていないし、訴追の打切のような訴訟法的対応も用意されていない。

以上のようなドイツ、オーストリア及びスイスでの立法の経緯についての詳細な検討、運用の現状及び課題について検討することは、今後、我が国で刑の減輕制度を立法化するにあたり有益であると思われる。また、オーストリア等での犯罪の解明への貢献を理由とした不起訴処分制度の検討も、我が国の捜査協力型合意制度の導入後の見直し、改善を図る上で必要だと思われる。

ドイツの王冠証人制度について詳細な検討を加えた論文は、拙稿1)のほか、野澤充論文2)等に限られており、この制度の運用上の課題については、全くといっていいほど検討が加えられていない。また、オーストリアの王冠証人制度は、極めて興味深い制度であるにもかかわらず、研究代表者の知る限り、研究が進んでいるとは言い難いし、スイスの制度についても同様である。

2. 研究の目的

本研究の目的の概要は、次のとおりである。

法制審議会・新時代の刑事司法特別部会の「答申」において、今後の検討課題として挙げられた「犯罪事実の解明による刑の減輕制度」を中心に、被疑者の捜査協力に対する報償制度について比較法的観点から調査、研究する。

被疑者の捜査協力に対し、刑の減輕制度を採用するドイツ及びスイスの法制、刑の減輕と不起訴処分の両制度を有するオーストリアの法制について、それぞれの立法の経緯、運用の現状、課題等について詳細に調査、研究する。

上記研究成果を踏まえ、我が国における、捜査協力による刑の減輕制度の導入の問題点、導入の是非等について検討する。

本研究は、平成 28 年度より 30 年度の 3 年間で予定しており、これにより得られる研究成果は、次の通りである。

ドイツの王冠証人立法の経緯、内容、犯罪解明への貢献に対して不起訴処分方式を取りやめ、刑の減輕制度(刑法 46 条 b)を採用した理由、刑の減輕制度の運用の現状及び課題

オーストリアの王冠証人立法の経緯、規定の内容、刑の減輕制度(刑法 41 条 a)導入後に、不起訴処分対応(刑訴法 209 条 a、209 条 b)を導入した理由、運用の現状及びその課題

スイスの王冠証人立法の経緯、内容、課題

上記の研究を踏まえ、我が国での刑の減輕制度の導入のメリット・デメリットについて明らかにする。

3. 研究の方法

研究の方法の概要は次の通りである。

犯罪の解明への貢献を理由とした刑の減輕に関し国内で公刊された図書、論文、モノグラフについて大学図書館、国立国会図書館などで、収集に努める。

ドイツ、オーストリア及びスイスの王冠証人立法の立法資料、図書、論文、モノグラフをドイツ、オーストリア及びスイスの大学図書館、国立図書館などで収集する。

収集した資料については、研究代表者、研究分担者がそれぞれ整理、分析を加え、随時、情報の交換を行い、各年度末には、進捗状況に関する報告と総括のために会議を開催する。

収集した資料の分析を踏まえ、討議を行い、研究のとりまとめを行い、成果を論文として執筆する。

平成 28 年度は、次の研究を進めた。

ドイツの王冠証人制度に関する文献を収集し、整理、分析した。そのうち特に、王冠証人立法の沿革、規定の内容、運用の現状及び課題に関する文献を中心に調査、研究を進めた。国内で入手可能なものは購入し、入手できないものはベルリン自由大学で複写した。

オーストリアの王冠証人制度に関する文献を収集し、整理、分析した。特に、犯罪解明への協力を理由とした刑の減輕規定である刑法 41 条 a、それを理由とした不起訴処分を認める刑訴法 209 条 a 及び刑訴法 209 条 b の立法理由、立法の経緯、規定の内容、運用の現状及び課題を中心に調査、研究を進めた。国内で入手可能なものは購入し、入手できないものは、ウィーン大学法学部図書館、オーストリア国立図書館において複写した。

我が国の犯罪解明への協力を理由とした刑の減輕に関する論文、判例をリストアップし、収集し、文献を整理し、詳細な検討を加えた。

平成 29 年度

スイスの王冠証人規定に関する文献を収集し、整理、分析した。特に、刑法 260 の 3 の立法の経緯、規定の内容、運用の現状及び課題に関する文献を中心に調査、研究を進めた。資料の収集、文献の複写は、チューリッヒ大学法学研究所図書館で行った。

初年度には収集することのできなかった我が国の文献及びドイツ、オーストリアの王冠証人に関する基礎的・一次資料の収集を行った。

前年度に収集した一次資料の解説・分析を行い、特にドイツ、オーストリアの刑法、刑事訴訟法上の論点について分析・検討を行った。この分析を通して、明らかとなった論点につき不足する資料については、ボン大学刑法研究所において収集作業を行った。

平成 30 年度

前年度からの作業を継続するとともに、さらに個別的な問題について資料収集と分析を進めた。最新の資料にあたるため、ウィーン大学法学部、ベルリン自由大学法学部図書館等で資料の収集を行った。

それまでの研究成果を基に研究代表者と分担者で討議を行い、最終的な研究の取りまとめに向け調整を行った。

4. 研究成果

上記 2 の「研究の目的」に掲げた、本研究の目的はほぼ達成できた。即ち、

ドイツの王冠証人立法の経緯、内容、犯罪解明への貢献に対して不起訴処分方式を改め、刑の減輕制度(刑法 46 条 b)を採用した理由、刑の減輕制度の運用の現状及び課題について詳細に明らかにした。

オーストリアの王冠証人立法の経緯、規定の内容、刑の減輕制度(刑法 41 条 a)導入後に、不起訴処分対応(刑訴法 209 条 a、209 条 b)を導入した理由、運用の現状及びその課題について紹介し、検討を加えた。

スイスの王冠証人立法(刑法 260 条の 3)の立法の経緯、内容、課題について紹介し、検討を加えたほか、立法化するには至らなかったものの、慎重に検討の加えられた刑訴法に王冠証人規定を導入する試みについて考察を加えた。

上記の研究を踏まえ、我が国での刑の減輕制度の導入の是非の方向性について検討を加えた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 7 件)

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：佐瀬 恵子

ローマ字氏名：Sase Keiko

所属研究機関名：創価大学

部局名：法務研究科

職名：准教授

研究者番号(8桁): 30609269

(2)研究協力者

研究協力者氏名：恩田 祐将

ローマ字氏名：Onda Yusuke

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。